



これまでに経験のない生活環境の中、皆様いかがお過ごしでしょうか。仕事でも、家庭でも、改めて普段の生活の有難さを感じられます。この通信の読者の皆様の中には、医療関係の方も多数いらっしゃいます。さぞかし大変な毎日を送られていることだろうと思いを馳せ、一日も早い収束を祈るばかりです。

清掃事業は社会経済、区民生活にとっての重要なインフラとして、通常どおりに行われています。今後も継続するためには、作業員の感染防止が肝要ですので、区民、事業者のみなさまには、作業員が直接廃棄物に触れずに安全に収集できるよう、ご配慮のほど、重ねてお願い申し上げます。

なお、事業所床面積が1,000㎡以上の事業者のみなさまに提出いただく再利用率計画書の提出期限が5月29日とされていましたが、緊急事態宣言発令を受け、6月30日までといたします。

(区立小・中学校を含む区関係施設については例年どおり提出してください。)



特集 「新型コロナウイルス感染症」に係る廃棄物

1 感染者やその疑いのある方の廃棄物の処理

ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせません。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりと結びます。
- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

出展：環境省

『世田谷区からのお願い』 ～区収集・業者収集共通～

- ① 可能な限りごみ袋内の空気を抜く！
(ごみ袋の破裂を避けるため)
- ② マスク・ティッシュ等は、新聞紙に包む、小袋に入れるなど二重にする！
- ③ 缶・びん・ペットボトルは、よく洗い、乾燥後1週間空けて排出！
- ④ 新聞・雑誌・段ボールも束ねてから1週間空けて排出！
- ⑤ 不燃ごみ(産業廃棄物)も直接触れずに、1週間空けてから排出！

※ 以上が守られれば、「感染ごみです」等の表示は必要ありません。



資源は時間を空け、これまでどおりできるだけリサイクルに回してください！

感染者のごみは「感染性廃棄物」、じゃないの!?

問題 学校、小売店、事務オフィスや家庭から新型コロナウイルス感染者が使用したティッシュが出る場合、それは何ごみになるのでしょうか。

- ① ティッシュは紙類だから、一般廃棄物である。
- ② 感染リスクがあるので、特別に管理が必要な感染性廃棄物(特別管理廃棄物)である。



答え ①の一般廃棄物です。

法の上で、「感染性廃棄物」になるのは、病院、診療所、検査研究機関等の医療関係機関等から出された場合にに限られます。そのため、この問題の場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託すれば法違反にはなりません。ただし、これは法の定義上の問題で、感染のリスクがないわけではありませんので、左記の注意事項をよく守ってください。

◆緊急事態宣言発令に伴う法施行規則の特例を定める省令の施行について(令和2年5月15日)

- ① 産業廃棄物管理票(マニフェスト)及び多量排出者の処理計画の東京都への報告期限の延期
6月30日→10月31日
- ② マニフェスト返却確認義務の期間延長
(発令中に交付または期限が到来した場合)
90日→120日(最終処分180日→240日)

※その他詳細について、

別添のファイルでご確認ください。

※ 物の表面についたウイルスは、物の種類によっては24～72時間くらい感染する力を持つと言われていますが、時間が経てば壊れます。

2 ごみ量の推移 ※数値は速報値であり、確定値ではありません。

[事業系ごみ] 23区清掃工場等への持込ごみ(事業系一般廃棄物)

4月7日の緊急事態宣言以降の事業系ごみの減少幅は大きく、下表の最終週では前年の半分以下となっています。これは、家庭ごみの増加量(下表参考1)を上回るため、清掃工場等に搬入されている全体のごみ量は前年を下回る結果となっています。(5月第2週では、前年比91%程度)

※許可業者が収集するごみは、1台の車両に様々な区から出るごみが混載されており、区ごとの排出量を即座に割り出すことができないため、23区全体でのデータを比較しています。

※前年との比較のため、月曜から日曜の周期での数値を抽出しています。たとえば、4月第1週とは、2019年では4/1(月)~4/7(日)、2020年では3/30(月)~4/5(日)となります。

単位(t)

	【4月】 第1週	第2週	第3週	第4週	【5月】 第1週	第2週
2019年	19173.7	18528.8	18765.8	19622.4	14556.4	18220.2
2020年	14409.5	12180.7	10132.0	9806.7	9235.4	8537.9
前年比	75.2%	65.7%	54.0%	50.0%	63.4%	46.9%

5月第2週は、2019年は5/6(月)~12(日)、2020年は5/4(月)~10(日)です。

参考1 23区が収集したごみ(主に家庭ごみ)

2019年	31777.2	31968.2	31996.0	32832.4	34864.4	36148.4
2020年	33327.8	35222.3	35845.3	35628.1	37036.4	40834.0
前年比	104.9%	110.2%	112.0%	108.5%	106.2%	113.0%

参考2 世田谷区が収集した資源・ごみの品目別収集量(4月分)

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ (受付件数)	古紙	缶	びん	段ボール	ペット ボトル
2019年	13,561	557	32,224	1,193	197	678	850	223
2020年	15,310	691	42,070	1,519	262	903	1,162	250
前年比	112.9%	124.0%	130.6%	127.3%	132.7%	133.2%	136.7%	111.8%

※ 可燃ごみばかりでなく、不燃ごみや粗大ごみも大幅に増加しているのは、家にいる時間が長く、片づけ等が進んだということでしょうか。その他の資源も大幅に増加。自宅での飲食の機会が多くなったこと、段ボールの大幅な増加は、例年なら引っ越しの影響とも取れますが、通販の利用が活発だったこと等も推測されます。

3 コロナ関連連絡先: 詳しくは、世田谷区HP内 **コロナ 事業者・労働者向けの情報** で検索

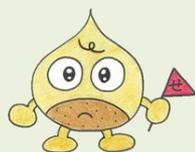
<症状がある場合>

世田谷区帰国者・接触者電話相談センター

TEL 5432-2910 (平日8:30~17:15)

東京都新型コロナウイルス相談センター

TEL 5320-4592 (上記以外の時間帯)



せたマロ

<一般的な相談窓口>

世田谷区新型コロナウイルス相談窓口

TEL 5432-2111 (平日8:30~17:15)

東京都新型コロナウイルスコールセンター

TEL 0570-550-571 FAX 5388-1396 (9:00~22:00)

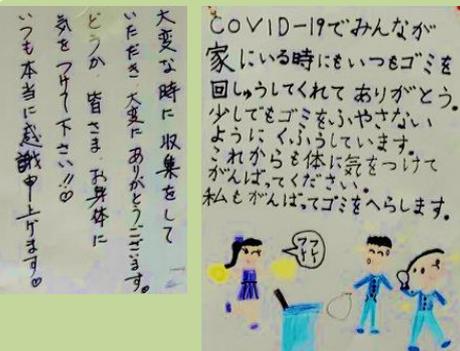
<要請・指示等の措置や感染拡大防止協力金に関する相談>

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

TEL 5388-0567 (9:00~19:00)

世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンター

(中小事業者向け) TEL 6730-9120 (5/30まで日曜除く9:00~19:00)



編集後記

予定していた[剪定枝の資源化Part 2]の特集を変更してお送りしました。区民の皆様から、温かい激励のお手紙等を多数いただき、現場で大いに励みになっております。大変ありがとうございます。皆様どうか引き続きご自愛ください。

(第14号担当) 青山・小笠原